

(案)

東京港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和元年5月

東京港港湾管理者
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成26年 9月 第88回東京都港湾審議会

平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

平成28年 1月 第90回東京都港湾審議会

平成29年 5月 第92回東京都港湾審議会

平成30年 7月 第93回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

再開発に伴う居住人口の増加に対応し、都心部とのアクセス確保および交通利便性の向上を図るため、内港地区の土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

内港地区晴海ふ頭における再開発に伴う居住人口の増加に対応し、多様な交通機能の結節点（マルチモビリティステーション）を整備することで、都心部とのアクセス確保および交通利便性の向上を図るため、内港地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

（単位：ha）

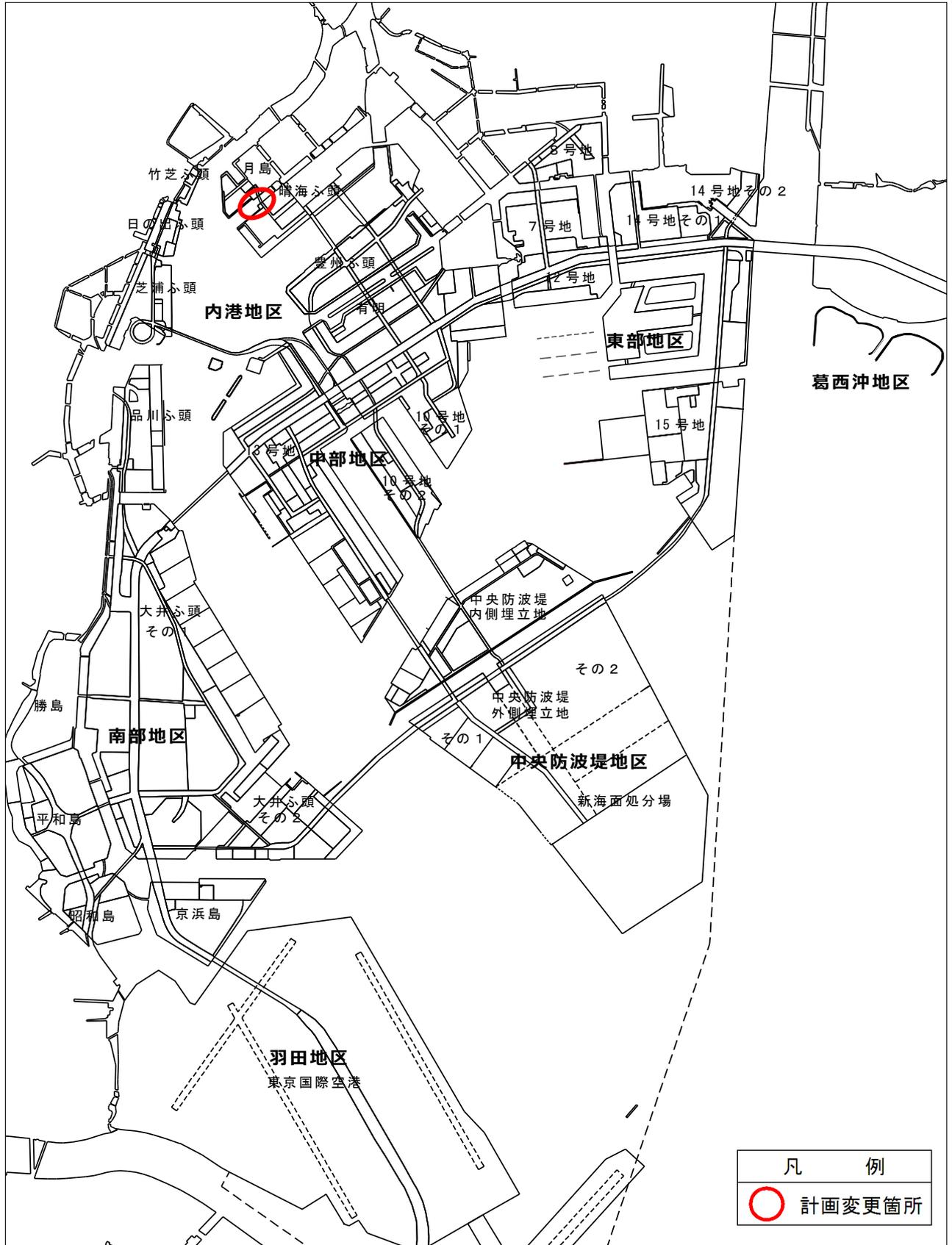
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	合計
内港地区	(53)	(74)	(12)	(11)		(5)	(36)	(3)	(193)
	53	74	12	11	153	29	41	3	375

注1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

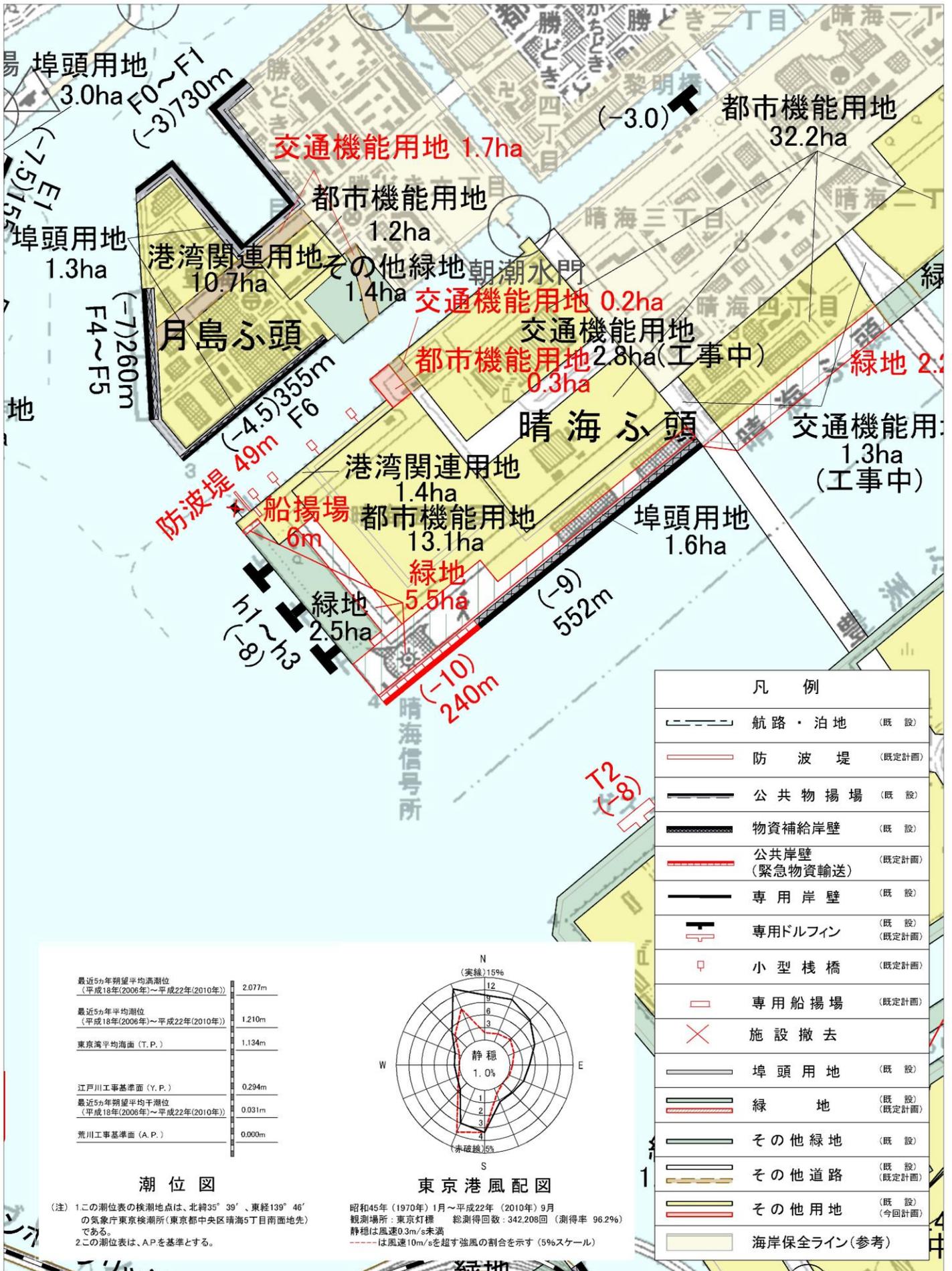
注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3：今回変更に係る地区についてのみ記述した。

計画変更箇所位置図



東京港港湾計画図(内港地区)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1602号)

S=1:10,000

